

物品売買契約書（単価契約）（案）

1. 物件名 砕石購入
2. 品質・規格・数量 別紙のとおり
3. 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
4. 納入期限 令和6年9月30日まで
5. 納入場所 米代東部森林管理署上小阿仁支署管内 湯の岱林道
6. 契約保証金 免除

上記の物品売買契約について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和6年4月19日に交付した物品売買契約約款によって、公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通保有する。

令和 年 月 日

発注者 秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中 376-13
分任支出負担行為担当官
米代東部森林管理署
上小阿仁支署長 佐々木 弘義

受注者

条 項

（総則）

第1条 受注者は、売買物件（以下「物件」という。）を発注者（甲の命じた職員を含む。以下同じ。）の指示により納入期限内にこれを納入場所に納入するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利または、義務を発注者の承認を得ないで第三者に譲渡または継承させてはならないものとする。

（発注者の指示）

第3条 受注者は、この契約を履行することについて、売買契約上、必要な慣行に属する事項またはこの契約に関して疑義が生じた場合は、発注者の指示に従うものとする。

（物件の納入検査）

第4条 受注者は、物件を納入場所に納入するときは、必ず納品書その他の給付の内容及び数量を標示した書面を添えることとし、直ちに発注者に通知して品質、規格、形状、数量等について、仕様書および内訳書、その他関係書類に基づき、発注者の検査を受けるものとする。

2 前項の検査は、発注者が受注者より物件の納入の通知を受けた日から10日以内に受注者の立会のうえ行うものとする。

この場合において、受注者が立会わないときは、発注者の検査の結果に対し、異議を申立てることはできないものとする。

3 検査に合格したときをもって、受注者から発注者に物件の引渡し完了し所有権が移転したものとする。

この場合、物件納入の性質上、必要な容器外包は特別の定めのない限り発注者の所得とする。

（検査不合格の場合）

第5条 受注者は、前条の検査の結果、不合格のものがあるときは、納入期限内または発注者の指定する期限内に代品と引換または補修のうえ納入し、前条の検査を受けるものとする。

（天災その他不可抗力による場合）

第6条 受注者は、天災その他不可抗力により、納入期限内に納入することができないと認めるときは、その理由を詳記し、所轄官公署等の証明書を添付して、発注者の納入期限の改定を請求することができるものとする。

2 発注者は、前項の場合において、その理由を正当と認めるときは、納入期限を延長し、その旨を受注者に通知するものとする。

（受注者の履行遅延等による違約金）

第7条 受注者は、受注者の責に帰する事由により納入期限を超過して物件の全部または一部について納入したときは、遅延違約金として納入期限の翌日から起算して発注者が

納入の通知を受けた日までの日数に応じ、納入遅延となった物件の売買代金に対して年5%の割合で計算した金額を発注者に支払うものとする。

(危険負担)

第8条 物件を納入するまでの間に生じた一切の損害は、受注者の負担とする。

(売買代金の支払)

第9条 売買代金は、第4条第3項の規定により物件の全部の所有権が発注者に移転した後、発注者は受注者の適法な支払請求書が発注者が受理した日から30日以内に受注者に支払わなければならない。

ただし、物件全部の所有権移転前にその一部について、発注者に所有権の移転した部分のあるときは、受注者の請求により発注者が適当と認めたときは、当該部分に相当する売買代金を受注者に支払わなければならない。

- 2 発注者は、前項に定めた支払期限までに代金を支払わない場合は、その期限の翌日から支払当日までの日数に応じ売買代金に対して政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。
- 3 発注者が第1項の期限までに支払をしないことが天災、その他やむを得ない事由による場合、その事由の継続する期間は、支払期間に算入しないものとする。

(検査の遅延)

第10条 発注者が第4条に規定する期限までに検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前条第1項の支払期間の日数から差引くものとし、また、この遅延期間の日数が支払期間の日数を超える場合は、その超える日数に応じ遅延利息を受注者に支払うものとする。この場合における遅延利息については、前条第2項の規定を準用する。

- 2 前条第3項の規定は前項の検査の遅延について準用する。

(発注者の解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部または一部を解除することができる。この場合、受注者は違約金として当該解除にかかわる金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

- (1) 受注者が契約上の義務を履行せず、または履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
- (2) この契約に関し、受注者が不正行為をなしたと発注者が認めたとき。
- (3) 受注者が天災、その他不可抗力によらず契約の解除を申し出たとき。

(受注者の解除権)

第12条 受注者は、発注者がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(債権債務の相殺)

第 13 条 発注者は、この契約により受注者より発注者に支払うべき債務が生じたときは、売買代金と相殺することができる。この場合において受注者の支払うべき金額が発注者の支払うべき金額を超過するときは、受注者は、その超過額について発注者の指示するところによりこれを納入しなければならない。

(延滞金等)

第 14 条 受注者がこの契約に基づく違約金、または賠償金を発注者の指定した期間内に支払わないときは、発注者は、当該金額に対し国の債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項本文に規定する財務大臣が定める率を乗じて計算した延滞金を徴収するものとする。

(契約外事項)

第 15 条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

(紛争解決の方法)

第 16 条 この契約について紛争を生じた場合は、第三者の調停により解決するものとする。

2 前項に規定する第三者については、発注者、受注者協議のうえ選定することとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 17 条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）

第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 18 条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、委託予定金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定に

よる排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

- (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の委託予定金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、委託予定金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 6 項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等との契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙

内 訳 書

| 品名 | 規格 | 数量(m3) | 契約金額(円) | | 備考 |
|-----|------|--------|---------|----|----|
| | | | 単価 | 総額 | |
| 碎石 | C-80 | 2.1 | | | |
| 小計 | | 2.1 | | | |
| 消費税 | | | | | |
| 計 | | 2.1 | | | |